

# 個別規程 IIJ モバイル MVNO プラットフォーム サービス

令和 3 年 10 月 1 日現在  
株式会社インターネットイニシアティブ

## 第 1 条(種類)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。

種類	内容
タイプ D	ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網及びドコモが仕様を定めて提供する SIM カードを利用するもの
タイプ K	KDDI が提供する SC-FDMA 方式又は OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網及び KDDI が仕様を定めて提供する SIM カードを利用するもの
タイプ I	ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網及び当社が仕様を定めて提供する SIM カード又は SIM プロファイルを利用するもの

## 第 2 条(品目)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、種類毎に、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

### (1) タイプ D 関係

品目	内容
回線提供タイプ	別紙 1 に定めるところにより、通信量に応じた課金を行うもの

### (2) タイプ K 関係

品目	内容
回線提供タイプ	別紙 2 に定めるところにより、通信量に応じた課金を行うもの

### (3) タイプ I 関係

品目	内容
回線提供タイプ	別紙 3 に定めるところにより、通信量に応じた課金を行うもの

### 第 3 条(回線種別)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、種類毎に、次の回線種別(以下この個別規程において「回線種別」といいます。)があります。

#### (1) タイプ D 関係

回線種別	内容
LTE	ドコモの LTE 網及び W-CDMA 網を利用するもの

(注)種類をタイプ D、回線種別を LTE とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて、ドコモが定める 5G 通信サービス約款に基づき提供される 5G サービス通信網を用いた通信を行う際、ドコモが定める FOMA サービス契約約款に基づき提供される 3G 通信サービスの通信網を用いた通信を行うことができない場合があります。

#### (2) タイプ K 関係

回線種別	内容
LTE	KDDI の LTE 網を利用するもの

#### (3) タイプ I 関係

回線種別	内容
LTE	ドコモの W-CDMA 網を利用するもの。ただし、種類をタイプ D、回線種別を LTE とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて提供するドコモの W-CDMA 網とは仕様が異なります。

### 第 4 条(SIM 契約タイプ及び開通トリガ)

種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、当該サービスにおいて提供される SIM カード(以下この個別規程で「タイプ I 用 SIM カード」といいます。)及び SIM プロファイルに応じて次の SIM 契約タイプ(以下この個別規程において「SIM 契約タイプ」といいます。)があります。タイプ I 用 SIM カードを利用する契約者は、タイプ I 用 SIM カード毎に、第 1 号のいずれかの SIM 契約タイプを指定するものとします。

#### (1) タイプ I 用 SIM カード関係

SIM 契約タイプ	内容
月額	契約者が暦月あたりのバンドルクーポン(注)の容量を当社が定める範囲で指定するものであって、支払形態が月額払いのもの

プリペイド	契約者がバンドルクーポン(注)の利用期間及び容量を当社が定める範囲で指定するものであって、支払形態が前払いのもの
-------	--

(注)種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて、バンドルクーポンとは、利用者がドコモの LTE 網及び W-CDMA 網を利用した通信を行うために必要なものであって、当社が定めるところによる一定範囲のデータ量をいいます。

(2) SIM プロファイル関係

SIM 契約タイプ	内容
月額	契約者が暦月あたりのバンドルクーポン(注)の容量を当社が定める範囲で指定するものであって、支払形態が月額払いのもの
プリペイド	契約者がバンドルクーポン(注)の利用期間及び容量を当社が定める範囲で指定するものであって、支払形態が前払いのもの

(注)種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて、バンドルクーポンとは、利用者がドコモの LTE 網及び W-CDMA 網を利用した通信を行うために必要なものであって、当社が定めるところによる一定範囲のデータ量をいいます。

2 種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、タイプ I 用 SIM カード及び SIM プロファイルに応じて次の開通トリガ(以下この個別規程において「開通トリガ」といいます。)があります。タイプ I 用 SIM カードを利用する契約者は、タイプ I 用 SIM カード毎に、第 1 号のいずれかの開通トリガを指定するものとします。

(1) タイプ I 用 SIM カード関係

開通トリガ	内容
アタッチ	当社が別途定める方法により契約者がタイプ I 用 SIM カードを開通した日を、タイプ I 用 SIM カードの開通日とするもの
マニュアル	当社が別途定める方法により契約者がタイプ I 用 SIM カードを開通する日として指定した日を、タイプ I 用 SIM カードの開通日とするもの

(2) SIM プロファイル関係

開通トリガ	内容
ノーマル	当社が別途定める方法により契約者が SIM プロファイルを開通する日として指定した日を、SIM プロファイルの開通日とするもの

第 5 条(最低利用期間)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービス契約」といいます。)においては、別途当社が定める場合を除き、最低利用期間はありません。

#### **第 6 条(サービスの提供区域)**

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの提供区域は、ドコモ又は KDDI が定める提供区域のうち当社が指定する提供区域とします。

#### **第 7 条(IP アドレスの特定)**

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレス及び IPv6 アドレスとします。

2 契約者が IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービス契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

3 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを利用することはできません。

#### **第 8 条(利用資格)**

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスは、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

#### **第 9 条(利用条件)**

契約者は、第三者に販売する目的において IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを利用することができ、自ら利用する目的で IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを利用してはならないものとします。

2 契約者は、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスを第三者に利用させる場合においては、契約者と当該第三者との間の契約を締結することにより行うものとします。

3 契約者は、前項の契約において、当社が定める契約約款等に抵触し、又は逸脱する規定を置かないものとします。

4 第 2 項の契約に関し、第三者から苦情及び問い合わせ等がある場合は、契約者の責任において受付、対応、及び解決をするものとします。

5 種類をタイプ D 又はタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各号に掲げるいずれかの端末設備である必要があり、契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

- (1) 当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備
- (2) ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末設備

6 種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

7 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの移動無線通信網に接続する端末設備が、第 5 項又は前項の条件を満たしている場合であっても、契約者は、当社、ドコモ又は KDDI から当該端末設備に起因する混信等の防止の目的で協力を求められた場合には、これに従うものとします。また、ドコモ又は KDDI は、当該混信等の除去を行うときがあり、それが IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用に影響を及ぼす場合があります。

8 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて音声通信役務を提供する場合は、契約者は携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律(平成 17 年 31 号)の規定に基づく本人確認等、携帯音声通信役務を提供する者の義務を遵守するとともに、音声通信役務について当社が別途定める条件に従うものとします。

## 第 10 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 種類(別紙 1 の 2.月額費用(3)及び別紙 2 の 2.月額費用(3)に定める SIM カードの機能が、音声通話機能である場合に限り、)
- (2) 回線数(回線数に比例する SIM カード数。タイプ I 用 SIM カードは、当該 SIM カードで付与されるクーポン消費後、クーポンを追加せずに 7 日経過した場合利用不能となり、無くなったものとしてカウントされます。また、SIM 契約タイプをプリペイドとするタイプ I 用 SIM カードの開通日(開通トリガにより異なるものとします。))が、契約者の指定する送付先に当該 SIM カードが到着した日から 4 年以内に決定されない場合においても、当該 SIM カードは利用不能となり、無くなったものとしてカウントされます。)
- (3) バンドルクーポン量(タイプ D 又はタイプ K に限り、)

- (4) 追加クーポン量(タイプ D 又はタイプ K に限ります。)
- (5) SIM カードの機能(別紙 1 の 2.月額費用(3)及び別紙 2 の 2.月額費用(3)に定めるもの。)
- (6) SIM カードの形状(別紙 1 の 2.月額費用(3)に定めるもの。ただし、タイプ D に限りません。)
- (7) SIM 契約タイプ(タイプ I を利用している場合であって、プリペイドから月額への変更に限りません。また、タイプ I 用 SIM カード又は SIM プロファイルの開通日からバンドルクーポンの利用期間終了日の前日までに変更の請求をする必要があります。)
- (8) 前 7 号に定める事項のほか、当社が指定する事項

## 第 11 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書又は電磁的方法により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 種類をタイプ D 又はタイプ K、かつ、品目を回線提供タイプとする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスには、次のオプションがあります。

### (1) 遠隔開通オプション

当社の指定する装置の利用により無線通信を経由して開通、形状区分の変更又は機能区分の変更(種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスに限りません。)

が可能な音声通話機能付 SIM カードを提供するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

### (2) タイプ K 開通端末オプション

遠隔開通オプションを利用する、種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの契約者に対し、当該オプションを利用するために必要な装置(以下「タイプ K 開通端末用装置」といいます。)を当社が貸与するものであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの。タイプ K 開通端末オプションには 1 台構成及び 2 台構成の品目があります。

### (3) モバイルオプション

他社が定める特定のサービスの利用手段(ライセンスキー等)を提供するもの

### (4) 同梱端末 IMEI 情報連携オプション

契約者が、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおける貸与機器(SIM カード、その他当該サービスにおいて当社が貸与機器として指定する物をいいます。以下この個別規程において同じとします。)の貸与を受けると同時に、貸与機器を利用するための移動無線機器の調達に係る契約を当社と締結した場合において、当社が、当該貸与機器と当該移動無線機器を同梱して契約者の指定する送付先に発送する際の機器情報の一覧(貸与機器のサービスコードと移動無線機器のシリアル番号(IMEI)の一覧とします。貸与機

器と移動無線機器を関連づける情報は含みません。)を電磁的方法により当社が別途定める仕様にに基づき提供するもの

3 オプションサービスの利用における最低利用期間はありません。

4 遠隔開通オプションを利用するために必要となる当社の指定する装置については、次の各号の定めが適用されるものとします。

(1) 種類をタイプ D とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの契約者にとっては、契約者自身により用意及び設定をする必要があります。

(2) 種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの契約者にとっては、当社に対しタイプ K 開通端末オプションの利用を申し込み、当該オプションで貸与される装置について契約者自身で設定をする必要があります。

5 オプションサービスの利用の停止の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。

(1) 遠隔開通オプション、タイプ K 開通端末オプション及び同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日。ただし、遠隔開通オプションにおいて、当該オプションを利用した回線を当社が指定する期日までに開通させない場合においては当該期日。

(2) モバイルオプションの利用において、契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日。

## 第 12 条(機器の選定)

貸与機器は、契約回線数に応じて、又は契約者が指定できる種類等がある場合にはその種類等の中から、当社が選択して貸与するものとします。

## 第 13 条(機器の管理)

契約者は、当社が貸与するタイプ K 開通端末用装置及び貸与機器(以下併せて「貸与品」といいます。)につき、次の事項を遵守するものとします。

(1) 当社の承諾がある場合を除き、貸与品の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与品としての通常の用途以外の使用をしないこと

(2) 当社の承諾がある場合を除き、貸与品について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

(3) 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、貸与機器を日本国外で使用することの当否につき、一切の保証を行いません。

(4) 貸与品を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他貸与品(種類をタイプIとする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて提供する貸与機器を除きます。)を利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく貸与品を当社に返還するものとします。

#### 第 14 条(故障が生じた場合の措置等)

契約者は、貸与品に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該貸与品を当社に返還するものとします。

2 前項の返還があったときは、当社は、代替貸与品の送付を行います。

3 タイプ K 開通端末用装置の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 2 の 3.一時費用(5)に定める金額を支払うものとします。

4 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、別紙 1 の 3.一時費用(8)又は別紙 2 の 3.一時費用(6)に定める金額を支払うものとします。

5 契約者は、SIM プロファイルに故障が生じたときは、遅滞なく当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとします。

#### 第 15 条(亡失品に関する措置)

契約者は、貸与品(種類をタイプIとする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて提供する貸与機器を除きます。)を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替貸与品の送付を行います。

2 当社は、亡失品(第 13 条(機器の管理)第 2 項に定める返還がなかった場合の当該貸与品を含みます。)の回復に要する費用について、事由の如何を問わず、亡失負担金として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し亡失負担金を支払うものとします。

3 亡失品が発見された場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

(1) 契約者の責任において、法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。

(2) 当社に対して返還又は送付された場合であっても、当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(3) 亡失品についても、契約者は、第 13 条(機器の管理)第 1 項各号に定める事項の遵守義務を免れるものではありません。

## 第 16 条(ソフトウェアの利用)

契約者は、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおける通信を行う場合において、当社が提供するソフトウェアを利用することができるものとします。

2 契約者は、前項の利用の場合において、別途当社が定めるソフトウェアに関する使用許諾条件を遵守するものとします。

## 第 17 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生ずるものとします。

## 第 18 条(料金)

契約者が、種類をタイプ D とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。

2 契約者が、種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。

3 契約者が、種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 3 のとおりとします。

4 前 3 項の場合において、初期費用の支払義務は IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。ただし、種類をタイプ I、SIM 契約タイプをプリペイドとする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの月額費用の支払義務は、当社が定める方法により、契約者がタイプ I 用 SIM カードの容量及び利用期間を指定した日に発生するものとします。

5 契約者が IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスと当社が指定するモバイルに関するサービスを同時利用している場合であって、契約者と当社との間で当該モバイルに関するサービス

契約において IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの料金を合意した場合には、当該合意が別紙 1 又は別紙 2 に優先するものとします。

#### 第 19 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスは、ドコモ又は KDDI の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモ又は KDDI の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2 前項に定める事項のほか、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

3 モバイルオプションは、他社が定める特定のサービスの利用手段(ライセンスキー等)を提供するものであり、当該特定サービスを提供するものではありません。当社は、当該特定サービスの利用上の不具合、障害、瑕疵その他の事項を含め、当該特定サービスの内容又は利用の結果について、一切の保証を行いません。

#### 第 20 条(機能の制限)

契約者は、当社が指定する貸与機器以外の通信手段を用いた IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用、及び IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

2 契約者は、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいて、貸与機器が音声通話機能付 SIM カードである場合を除き、貸与機器を、音声通話及び 64k データ通信(テレビ電話を含みます。)の用途に供してはならないものとします。

3 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおいては、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限する場合があります。

#### 第 21 条(報告)

当社は、契約者に対し、必要に応じ合理的な範囲で、IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの利用の状況について報告を求めることができるものとします。この場合において、契約者は、速やかに当該報告を行うものとします。

## 附則

平成 24 年 3 月 1 日施行

この契約約款は、平成 24 年 3 月 1 日から実施します。

平成 24 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

平成 24 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

平成 25 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

平成 25 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

平成 25 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

平成 26 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

平成 26 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

平成 26 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

平成 27 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

平成 27 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

平成 27 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

平成 27 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

平成 27 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

平成 28 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

平成 28 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。

平成 28 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

平成 28 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

平成 28 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

平成 28 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

平成 29 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

平成 29 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

平成 29 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

平成 29 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

平成 29 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

平成 30 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

平成 30 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

平成 30 年 5 月 8 日変更

この契約約款は、平成 30 年 5 月 8 日から実施します。

平成 30 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

平成 30 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 8 月 1 日から実施します。

平成 30 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。

平成 31 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。

令和元年7月1日変更

この契約約款は、令和元年7月1日から実施します。

令和元年10月1日変更

この契約約款は、令和元年10月1日から実施します。

令和2年1月1日変更

この契約約款は、令和2年1月1日から実施します。

令和2年4月1日変更

この契約約款は、令和2年4月1日から実施します。

令和2年9月1日変更

この契約約款は、令和2年9月1日から実施します。

令和2年10月1日変更

この契約約款は、令和2年10月1日から実施します。

令和2年12月1日変更

この契約約款は、令和2年12月1日から実施します。

令和3年1月1日変更

この契約約款は、令和3年1月1日から実施します。

令和3年3月1日変更

この契約約款は、令和3年3月1日から実施します。

令和3年7月1日変更

この契約約款は、令和3年7月1日から実施します。

令和3年9月1日変更

この契約約款は、令和3年9月1日から実施します。

令和3年10月1日変更

この契約約款は、令和3年10月1日から実施します。

# 別紙 1 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおける料金等(タイプ D) [第 18 条第 1 項関係]

## 1 初期費用

- (1) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、初期構築費用として当社が別途契約者に示す金額
- (2) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、登録手数料として当社が別途契約者に示す金額
- (3) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプション、モバイルオプション及び同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用にあつては、当社が別途契約者に示す金額

## 2 月額費用

### (1) 回線維持費用

回線種別	品目	料金
LTE	回線提供タイプ	別途契約者に示す金額

#### 備考

(1)回線提供タイプの料金の算定においては、日割計算式が適用されません。

### (2) 月額回線費用

#### (i)回線提供タイプ(バンドルクーポン関連)

バンドルクーポン量	料金
なし	別途契約者に示す金額
100MB	別途契約者に示す金額
200MB	別途契約者に示す金額
300MB	別途契約者に示す金額
400MB	別途契約者に示す金額
500MB	別途契約者に示す金額
600MB	別途契約者に示す金額
700MB	別途契約者に示す金額
800MB	別途契約者に示す金額
900MB	別途契約者に示す金額
1GB	別途契約者に示す金額

2GB	別途契約者に示す金額
3GB	別途契約者に示す金額
3.1GB	別途契約者に示す金額
4GB	別途契約者に示す金額
5GB	別途契約者に示す金額
6GB	別途契約者に示す金額
7GB	別途契約者に示す金額
8GB	別途契約者に示す金額
9GB	別途契約者に示す金額
10GB	別途契約者に示す金額
12GB	別途契約者に示す金額
14GB	別途契約者に示す金額
15GB	別途契約者に示す金額
16GB	別途契約者に示す金額
20GB	別途契約者に示す金額
25GB	別途契約者に示す金額
30GB	別途契約者に示す金額
35GB	別途契約者に示す金額
40GB	別途契約者に示す金額
45GB	別途契約者に示す金額
50GB	別途契約者に示す金額
100GB	別途契約者に示す金額
2000GB	別途契約者に示す金額

備考

(1)品目：回線提供タイプにおいては、バンドルクーポン量を指定していただきます。バンドルクーポンとは、利用者がドコモの5G網、LTE網及びW-CDMA網を利用した通信を行うために必要なものであって、当社が定めるところによる一定範囲のデータ量をいいます。

(2)バンドルクーポンは、当社が毎月の初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。

(3)種類をタイプDとするIIJモバイルMVNOプラットフォームサービスと種類をタイプKとするIIJモバイルMVNOプラットフォームサービスの双方を利用している契約者にとっては、一方の種類で割り当てられたバンドルクーポンを、他方の種類のサービスで利用することができます。

(4)当社が提供する IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスを利用している場合にあっては、当該サービスの対象となる通信は当社が定めるところにより、上記一覧において定める月額回線費用の算定対象から除外される場合があります。

(ii)回線提供タイプ(追加クーポン関連)

追加クーポン量	料金(単価)
100MB	別途契約者に示す金額

備考

(1)品目:回線提供タイプにおいては、追加クーポンを利用することができます。追加クーポンとは、一定のデータ量単位毎に追加して利用することができるデータ通信量であってバンドルクーポン以外のものをいいます。

(2)追加クーポンには、有効期間が、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の翌月から3ヶ月後の月末までのもの及び当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の月末までのもの(後者を「当月有効追加クーポン」といいます。)があります。

(3)種類をタイプDとするIIJモバイルMVNOプラットフォームサービスと種類をタイプKとするIIJモバイルMVNOプラットフォームサービスの双方を利用している契約者にあっては、一方の種類のサービスで割り当てられた追加クーポンを、他方の種類のサービスで利用することができます。

(4)当社が提供するIIJモバイル通信ポリシーカスタマイズサービスを利用している場合にあっては、当該サービスの対象となる通信は当社が定めるところにより、上記一覧において定める月額回線費用の算定対象から除外される場合があります。

(3) 貸与機器

(i)回線提供タイプ

機能区分	形状区分	料金
データ通信機能	標準 SIM カード	0 円
	マイクロ SIM カード	0 円
	nanoSIM カード	0 円
	マルチ SIM カード	0 円
SMS 機能	標準 SIM カード	別途契約者に示す金額
	マイクロ SIM カード	別途契約者に示す金額
	nanoSIM カード	別途契約者に示す金額
	マルチ SIM カード	別途契約者に示す金額
音声通話機能	標準 SIM カード	別途契約者に示す金額

	マイクロ SIM カード	別途契約者に示す金額
	nanoSIM カード	別途契約者に示す金額
	マルチ SIM カード	別途契約者に示す金額

備考

(1)データ通信機能とは、インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる機能をいいます。

(2)SMS 機能とは、インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内での送受信及び国外への送信が可能な SMS 機能をいいます。

(3)音声通話機能とは、インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話が可能な機能をいいます。

(4) ユニバーサルサービス料

細目	料金
ユニバーサルサービス料(注 1)	3 円/1 電話番号(注 2)

(注 1)ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、ユニバーサルサービス料の対象外とします。

(5) 第 11 条(オプションサービス)に定める同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用にあっては 0 円

(6) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプション及びモバイルオプションの利用にあっては別途契約者に示す金額

(7) 電話リレーサービス料

細目	料金
電話リレーサービス料(注 1)	1 電話番号毎の課金とし(注 2)、金額及び課金方法は、当社が別途 web サイト上で公開するものとします。

(注 1)電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があり、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づきドコモが当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとしとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(注 2)M2M 等専用番号(M2M 等通信専用の通信番号として当社が別途定める電話番号をいいます。)は、電話リレーサービス料の対象外とします。

### 3 一時費用

- (1) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 2 号に定める回線数の追加にあつては、1 回線あたり登録手数料として別途契約者に示す金額
- (2) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 5 号に定める SIM カードの機能の変更にあつては、変更手数料として一回の変更につき別途契約者に示す金額
- (3) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 6 号に定める SIM カードの形状の変更にあつては、変更手数料として一回の変更につき別途契約者に示す金額
- (4) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプションを利用した SIM カードの開通又は形状変更にあつては、1 回線あたり開通費用又は変更手数料として別途契約者に示す金額
- (5) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプションの SIM カード送付にあつては、1 配送あたり送料として別途契約者に示す金額
- (6) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプションを利用した回線を当社が指定する期日までに開通させない場合にあつては、1 回線あたり解約費用として別途契約者に示す金額
- (7) 第 14 条(故障が生じた場合の措置等)第 4 項に基づく費用について、当社が貸与機器として指定する物品にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (8) 第 15 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく費用について、当社が貸与機器として指定する物品にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (9) 音声通話機能付 SIM カードの利用において、携帯電話番号のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を当社から他の電気通信事業者に変更することをいいます。)による転出が生じた場合にあつては、MNP 転出手数料として当社が別途契約者に示す金額

# 別紙 2 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおける料 金等(タイプ K) [第 18 条第 2 項関係]

## 1 初期費用

- (1) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、初期構築費用として当社が別途契約者に示す金額
- (2) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、登録手数料として当社が別途契約者に示す金額
- (3) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプション、タイプ K 開通端末オプション、モバイルオプション及び同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用にあつては、当社が別途契約者に示す金額

## 2 月額費用

### (1) 回線維持費用

回線種別	品目	料金
LTE	回線提供タイプ	別途契約者に示す金額

備考

(1)回線提供タイプの料金の算定においては、日割計算式が適用されません。

### (2) 月額回線費用

#### (i)回線提供タイプ(バンドルクーポン関連)

バンドルクーポン量	料金
なし	別途契約者に示す金額
100MB	別途契約者に示す金額
200MB	別途契約者に示す金額
300MB	別途契約者に示す金額
400MB	別途契約者に示す金額
500MB	別途契約者に示す金額
600MB	別途契約者に示す金額
700MB	別途契約者に示す金額
800MB	別途契約者に示す金額
900MB	別途契約者に示す金額

1GB	別途契約者に示す金額
2GB	別途契約者に示す金額
3GB	別途契約者に示す金額
3.1GB	別途契約者に示す金額
4GB	別途契約者に示す金額
5GB	別途契約者に示す金額
6GB	別途契約者に示す金額
7GB	別途契約者に示す金額
8GB	別途契約者に示す金額
9GB	別途契約者に示す金額
10GB	別途契約者に示す金額
12GB	別途契約者に示す金額
14GB	別途契約者に示す金額
15GB	別途契約者に示す金額
16GB	別途契約者に示す金額
20GB	別途契約者に示す金額
25GB	別途契約者に示す金額
30GB	別途契約者に示す金額
35GB	別途契約者に示す金額
40GB	別途契約者に示す金額
45GB	別途契約者に示す金額
50GB	別途契約者に示す金額
100GB	別途契約者に示す金額
2000GB	別途契約者に示す金額

備考

(1)契約者にてバンドルクーポン量を指定していただきます。バンドルクーポンとは、利用者が KDDI の 5G 網及び LTE 網を利用した通信を行うために必要なものであって、当社が定めるところによる一定範囲のデータ量をいいます。

(2)バンドルクーポンは、当社が毎月の初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。

(3)種類をタイプ D とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスと種類をタイプ K とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの双方を利用している契約者にとっては、一方の種類で割り当てられたバンドルクーポンを、他方の種類のサービスで利用することができます。

(4)当社が提供する IIJ モバイル通信ポリシーカスタマイズサービスを利用している場合にあっては、当該サービスの対象となる通信は当社が定めるところにより、上記一覧において定める月額回線費用の算定対象から除外される場合があります。

(ii)回線提供タイプ(追加クーポン関連)

追加クーポン量	料金(単価)
100MB	別途契約者に示す金額

備考

(1)品目:回線提供タイプにおいては、追加クーポンを利用することができます。追加クーポンとは、一定のデータ量単位毎に追加して利用することができるデータ通信量であってバンドルクーポン以外のものをいいます。

(2)追加クーポンには、有効期間が、当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の翌月から3ヶ月後の月末までのもの及び当該追加クーポンの利用の申込を当社が承諾した日の属する月の月末までのもの(後者を「当月有効追加クーポン」といいます。)があります。

(3)種類をタイプDとするIIJモバイルMVNOプラットフォームサービスと種類をタイプKとするIIJモバイルMVNOプラットフォームサービスの双方を利用している契約者にあっては、一方の種類のサービスで割り当てられた追加クーポンを、他方の種類のサービスで利用することができます。

(4)当社が提供するIIJモバイル通信ポリシーカスタマイズサービスを利用している場合にあっては、当該サービスの対象となる通信は当社が定めるところにより、上記一覧において定める月額回線費用の算定対象から除外される場合があります。

(3) 貸与機器

(i)回線提供タイプ

機能区分	形状区分	料金
SMS 機能	マルチ SIM カード	0 円
音声通話機能	マルチ SIM カード	別途契約者に示す金額

備考

(1)SMS 機能とは、インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能をいいます。

(2)音声通話機能とは、インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話が可能な機能をいいます。

(4) ユニバーサルサービス料

細目	料金
ユニバーサルサービス料(注)	3 円/1 電話番号

(注)ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づき KDDI が当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

(5) 第 11 条(オプションサービス)に定める同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用にあつては 0 円

(6) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプション、タイプ K 開通端末オプション及びモバイルオプションの利用にあつては当社が別途契約者に示す金額

(7) 電話リレーサービス料

細目	料金
電話リレーサービス料(注)	1 電話番号毎の課金とし、金額及び課金方法は、当社が別途 web サイト上で公開するものとします。

(注)電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス(聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。)の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号(当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。)の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該料金及び課金方法は変更される場合があります、変更後の額は、一般社団法人電気通信事業者協会が発表する単価に基づき KDDI が当社に請求する電話リレーサービス料の単価に従うものとします。この場合においては、当社は、変更の日の前日までに web サイト上で通知を行うものとします。

### 3 一時費用

(1) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 2 号に定める回線数の追加にあつては、1 回線あたり登録手数料として別途契約者に示す金額

- (2) 第 10 条(契約内容の変更)第 1 項第 6 号に定める SIM カードの機能の変更にあつては、変更手数料として一回の変更につき別途契約者に示す金額
- (3) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプションを利用した SIM カードの開通又は形状変更にあつては、1 回線あたり開通費用又は変更手数料として別途契約者に示す金額
- (4) 第 11 条(オプションサービス)に定める遠隔開通オプションの SIM カード送付にあつては、1 配送あたり送料として別途契約者に示す金額
- (5) 第 14 条(故障が生じた場合の措置等)第 3 項に基づく費用について、当社がタイプ K 開通端末用装置として指定する物品にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (6) 第 14 条(故障が生じた場合の措置等)第 4 項に基づく費用について、当社が貸与機器として指定する物品にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (7) 第 15 条(亡失品に関する措置)第 2 項に基づく費用について、当社が貸与品として指定する物品にあつては、当社が別途契約者に示す金額
- (8) 音声通話機能付 SIM カードの利用において、携帯電話番号のポータビリティ制度(電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を当社から他の電気通信事業者に変更することをいいます。)による転出が生じた場合にあつては、MNP 転出手数料として当社が別途契約者に示す金額
- (9) 第 11 条(オプションサービス)に定める同梱端末 IMEI 情報連携オプションの利用にあつては、0 円

# 別紙 3 IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスにおける料金等(タイプ I) [第 18 条第 3 項関係]

## 1 初期費用

(1) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、初期構築費用として当社が別途契約者に示す金額

(2) IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの内容に応じ、登録手数料として当社が別途契約者に示す金額

## 2 月額費用

### (1) 回線維持費用

回線種別	品目	料金
LTE	回線提供タイプ	0 円

### (2) 月額回線費用

#### (i)SIM 契約タイプを月額とするもの

細目	料金
月額回線費用	別途契約者に示す金額

備考

(1)暦月あたりのバンドルクーポンの容量は、契約者が当社の定める範囲で指定するものとし、

(2)当社は暦月の初日に契約者が指定した容量のバンドルクーポンを割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。

#### (ii)SIM 契約タイプをプリペイドとするもの

細目	料金
月額回線費用	別途契約者に示す金額

備考

(1)種類をタイプ I、SIM 契約タイプをプリペイドとする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの提供期間は、タイプ I 用 SIM カードの開通日から当社が定める範囲で契約者が指定した期間までとします。

(2)前項の定めにかかわらず、種類をタイプ I とする IIJ モバイル MVNO プラットフォームサービスの提供期間中に当該サービスで利用するクーポンが追加された場合、当該サービスの提供期間は当該クーポンの利用期限まで延長されます。

(3)前項に定めるクーポンの追加により、提供期間が延長された場合のデータ通信量の利用期間は次の通りとします。

(i)クーポンの追加による前から利用可能であったデータ通信量にあつては、データ通信の利用が可能となった月から5ヶ月後の末日

(ii)クーポンの追加によって利用可能となったデータ通信量にあつては、当該クーポン追加の日から5ヶ月後の末日

(4)バンドルクーポンの容量は、契約者が当社の定める範囲で指定するものとします。

(5)タイプI用SIMカードの開通日が、契約者の指定する送付先に当該SIMカードが到着した日から4年以内に決定されない場合、当該SIMカードは無効になるものとします。

### (3) 貸与機器

機能区分	形状区分	料金
データ通信機能	マルチSIMカード	0円
	nanoSIMカード	0円

## 3 一時費用

(1) 第10条(契約内容の変更)第1項第2号に定める回線数の追加にあつては、1回線あたり登録手数料として別途契約者に示す金額